議案第６８号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和４年１２月６日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

長与町情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、同審査会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

長与町行政不服審査会	会長	〃　１１，２００
	委員	〃　９，９００

「

長与町行政不服審査会	会長	〃　１１，２００
	委員	〃　９，９００
長与町情報公開・個人情報保護審査会	会長	〃　１１，２００
	委員	〃　９，９００

を

」

に改める。

０００

」

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。